

【重要】緊急事態宣言の対応について

令和3年1月13日
ラケットパルテニスクラブ

新型コロナウイルス感染拡大防止に対する緊急事態宣言発令を受け、下記の通り対応いたします。

兵庫県ホームページより

- ・不要不急の外出自粛を要請（昼夜問わず）、特に20時以降は強く要請。
- ・運動施設、遊技場などの施設は、20時までの営業、酒類提供は19時までとすることについてご協力を。

対応期間 令和3年1月14日（木）－2月7日（日）まで
ただし早期解除、延長になった場合はその都度対応いたします。

① 20時までの時短営業といたします

テニスがお客様にとって不要不急と判断される場合、休会や欠席の対応をいたします。下記「休会・欠席を希望される方へ」をご覧ください。

② 19:00開始レッスンは繰り上げて実施いたします

19:00－20:20 ⇒ 18:30－19:50に繰り上げ
受講が困難な場合は下記「休会・欠席を希望される方へ」をご覧ください。

③ 20:30開始レッスンは休講といたします

在籍者全員を休会扱いにいたします。
振替がある場合は宣言期間中でも消化できます。
宣言期間中は他の時間や曜日に変更できます。解除された際には元に戻ります。

④ 20:30からのレンタルも中止です。

⑤ JE JP 18:30－20:00 の短縮レッスン（土曜日は18:45－20:00）

レッスン後の自主練なし 日曜日の自主練あり
料金はレッスン時間が3/4になるので調整します。（10,725円）

⑥ パルジュニアチーム 火木土のレッスン間自主練なし（日曜日の練習はあり）

料金を調整します。（1,100円 JEPは770円）

【緊急事態宣言による料金などの対応】

① 2月分引落について

引落停止可能な10日を過ぎておりますので、1月27日は正規料金で引き落としいたします。

② 休会や休講、変更による料金の計算や調整など

3月分お月謝にて調整いたします。詳しい内容は後日改めてご案内いたします。
※なお、規約に則り返金には応じ兼ねます。予めご了承ください。

【休会・欠席を希望される方へ】

ご自身やご家族の判断で外出を自粛したり、ご家族が在宅勤務となることで外出が難しくなったり、繰り上げて受講が困難になったりする場合はフロントへお申し出ください。夏休みに採用している「特別継続制度」を活用したり「振替期間の延長」などの対策を講じたりして善処いたします。

コロナ感染予防対策に関しては引き続き同様とします。

皆様には大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解くださいますことをお願い申し上げます。